

# 西 条例の制定と改正



町民の資料や情報に対する要求にこたえ、自由で公開な資料の提供を中心とする諸活動によって、町民の知る権利を保障するとともに、町民の文化、教養、調査、研究、レクリエーション等の生涯にわたる学習活動を積極的に援助し、かつ人々の交流とコミュニケーションの推進に寄与する活動と置します。

## 開館にむけて 図書館設置条例を制定

日米地位協定に基づき、アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例であり、

## アメリカ合衆国軍隊の 構成員等に対する 軽自動車税の特例

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車税の特例を制定する必要があるため。

		年額
軽自動車	4輪以上のもの	3,000円
	3輪又は2輪のもの	1,000円
2輪の小型自動車		1,000円
原動機付自転車		500円

▲アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車税

介護保険制度では、介護給付費に対して公費で五〇％保険料（第一号被保険者・一八％・第二号被保険者三二％）で五〇％を賄うことになっております。給付費見込額に對

## 介護給付費 準備基金条例の制定

する第一号被保険者の介護保険料負担額より第一号被保険者の介護保険料収入額が多い場合は、その余剰金を介護給付費準備基金に積立てなければならぬため。

今後の定年退職予定者の増大を見込んで、退職手当に係る

## 町職員退職手当特別負担金 基金条例の制定

特別負担金の財源を基金として積み立てる必要があるために

条例を制定します。

# こんなことが決まりました。

## 議員の日常を 五百円に減額

日帰り旅行の場合又は町内で職務を行なう場合

### 三役の 給与と旅費

町長、助役、収入役の給与をそれぞれ五％減額し、日帰り旅行の場合日は、日当を支給しない。

### 教育長の 給与と旅費

教育長の給与を五％減額し、日当については一般職員に準ずる。

### 町職員の旅費

日帰り旅行の場合には、日当を支給しない。

	給与	改定後	日当	改定後
議員	—	—	1,500	500
町長	794,000	754,300	1,300	0
助役	647,000	614,000	1,300	0
収入役	607,000	576,000	1,300	0
教育長	607,000	576,000	1,000	0
職員	—	—	1,000	0

▲改定前と改定後の給与と日当

## 職員の 自家用車から 駐車料金を徴収

町職員等の通勤のための車両を公共施設に駐車させることができないものとして、規則で定める使用料を徴収するものとする条例（原則的に役場庁舎以外の施設）

※役場本庁舎や保育所等に勤務している職員は自前で駐車場と契約して駐車を確保しているが、一部の職場では公共施設に駐車しているという矛盾が生じているため



区分		1時間当たり (1面につき)	1時間当たり照明料 (1面につき)
一般・学生	町内	200円	200円
	町外	300円	
児童・生徒	町内	100円	
	町外	150円	

▲テニスコート使用料金

## 町民テニスコートの 使用料が決まる。

昭和五五年に百三十億円の当初計画で着手した運動公園が町民テニスコートの完成をもって事業終了となります。（事業の見直しも行いながら、最終事業費百一億円）